

## 特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	環境事業団 公害健康被害補償予防協会	政府出資額	16,100,000,000円 6,071,570,000円 (合計) 22,171,570,000円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人環境再生保全機構 日本環境安全事業株式会社	政府出資額	16,044,563,260円 10,300,000,000円 (合計) 26,344,563,260円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成16年4月1日	増減額	4,172,993,260円
政府出資額が増減することの根拠法令	独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号） 附則 （公害健康被害補償予防協会の解散等） 第三条 公害健康被害補償予防協会（以下「協会」という。）は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に於いて機構が承継する。 2～4 略 5 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（第一号から第三号までに掲げる金額があるときは当該金額を控除した金額とし、第四号に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。 一 旧補償法第九十八条の二第二項に規定するその他の経理において旧補償法第九十五条第一項の規定により積立金として整理されている金額 二 旧補償法第九十八条の二第二項に規定する基金に係る経理において旧補償法第九十五条第一項の規定により積立金として整理されている金額に相当する金額のうち環境大臣が財務大臣と協議して定める金額 三 旧補償法第九十八条の二第一項の基金（以下「旧公害健康被害予防基金」という。）に対し大気汚染物質排出施設設置者等から抛出された金額 四 第一号に規定する経理において旧補償法第九十五条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額 6 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。		

	<p>(環境事業団の解散等)</p> <p>第四条 環境事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時ににおいて機構及び日本環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が承継する。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額（次項の規定により積立金として整理される金額があるときは当該金額及び第十二項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額の合計額に相当する金額を控除した金額とし、次項の規定により繰越欠損金として整理される金額があるときは当該金額を加算した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。</p> <p>8 略</p> <p>9 前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）</p> <p>附則</p> <p>(出資)</p> <p>第八条 事業団は、会社の設立に際し、会社に対し、機構法附則第四条第五項の認可を受けた同条第一項の承継計画書において定めるところにより、その財産を出資するものとする。</p> <p>(政府への無償譲渡)</p> <p>第十二条 事業団が出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。</p>
<p>政府出資額が増減した理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人設立に伴う資産の評価による増（約5億円）</li> <li>・旧環境事業団解散時に廃止した建設譲渡事業等に係る債権の償却等による減（約△60億円）</li> <li>・旧環境事業団時に施設整備費国庫補助金を財源として取得した資産の現物出資による増（約97億円）</li> </ul>
<p>備考</p>	<p>・日本環境安全事業株式会社への政府出資額10,300,000,000円は、当該会社の貸借対照表上、資本金600,000,000円、資本剰余金9,700,000,000円となっている。</p>